

松枝 友久 議員



問 みつる株式会社跡地の問題について

答 窓口を設置して統一して対応する

問

大字八町牟田と大字絵下古賀にまたがる6,736坪の土地が利用されず放置されている。所有者のみつる株式会社は平成19年9月1日で法人の閉鎖がされている。

この土地はみつる株式会社の借地であったため、所有者の皆さんは賃貸料収入がなく、固定資産税の負担が重くのしかかっている。特に絵下古賀区で共同管理をしている土地については、区の中でも問題となり、関係者の皆さんが対応に苦慮されている。

この土地については、昭和47年に町が地権者の理解と協力を得て土地を準備し、みつる株式会社を当地に誘致した経緯がある。町が関係し、誘致したということなので、町では困っている地権者の皆さんの相談口を設け、一緒にその対応を考えていくようなことはできないか。

町長

早速みつる株式会社八町牟田・絵下古賀地区への工場進出の経過などについて調査したので、その結果を報告します。

約40年前の出来事で、みつる株式会社が法的整理に入っており、書類等も乏しく、詳細な状況についてはわからないが、昭和48年からみつる株式会社と地権者との間に土地の賃貸借契約が発生したという状況が判明している。

次に、土地の詳細については、課税面積は、絵下古賀区共同管理分が5筆で4,879平方メートル、個人の賃貸借土地が4名の12筆で1万276平方メートル、株式会社みつる所有分が5筆で3,808平方メートルとなっている。

その経緯については当時、みつる株式会社が規模拡大する中、企業の町外転出を阻止するため、町が土地のあつせんをしたことが



みつる株式会社跡地

問

この契約は昭和47年12月26日になされている。当時用地交渉を担当した幹部職員の方は、地権者の方の同意を得るため大変苦労されたと推察する。しかし、今日状況になったことは非常に残念なことである。

加えて、地権者の皆さんが町へさまざまなことで何回か相談に見えたというところだが、その折に、地権者の皆さんの捉え方では、町は少しも相談に乗ってくれない、しっかりと対応してくれなかったというような不満を持っておられたようである。

町長

平成19年9月に閉鎖をしている。納税相談で、平成19年に地権者の方、絵下古賀区の管理者の方も含め、3回程度税務課に納税相談に來られた。議事録を見ても、税務課に來られ、税法あるいは町の条例等を踏まえ、一般的なケースの中で、減免等の措置はないという話をして

いる実績があった。担当者も当時の状況がよくわからなかった中で、地権者の方々には町の対応に対し、少し不満な思いを持たれたのも事実ではなかったかと思ってい

問

みつる株式会社の固定資産税は、当然、登記簿上にある所有者なので、課税はするものの実態はないので当然滞納となる。翌年には滞納繰越となり、滞納繰越金が年々増えて行くというような状況になるのではないか。

このような状況を踏まえ、地元皆さんの相談、期待にこたえるため、一日も早く解決するよう努力されることを望む。

町長

用地交渉の経緯だが、当時みつる株式会社さんが規模の経営拡大をするというところで、筑後市のほうにほぼ進出が予定をされていた状況の中、町としてはどうしても町内に踏みとどまって欲し

いと、雇用の確保、町の活性化を図りたいと、1年ほどの間で

用地の確保ということ、地権者の理解を得たことが判明した。このような経緯を踏まえ、今後は画一的な対応ではなく、窓口を一本化して一緒に考えていきたいと思っている。

納税に関しては賃貸借の部分と、みつる株式会社直接所有の分がある。企業の部分については、現在、法的整理に入っている、滞納という形で処理している。幸いにして賃貸借部分については、納税者の皆さんのご努力とご理解の中、現在は滞納なく納税されている状況なので、非常にありがたいと思っている。

ただ、土地が工場用地で非住宅の課税になるので、かなりの額を地権者の皆さんに課税している。そのまま放置すると、将来にわたって納税していただくのか不安なところもあり、なるべくこのような状況を打破しなければならぬと思

質問を受け、土地関係の事項証明書も取り寄せ、現在、

権利関係がどうなっているか調査した。金融機関の抵当権

あるいは債権関係の部分が明確になったので、町が窓口となり、金融機関等とも現在の状況等について把握したいと思

思っている。今後、広大な土地があるので、早く債権整理ができ、新たな企業立地を目指す、経済が低迷している中で、新たな1万8,000平米から成る土地の取得が難しい面はあると思う。一方で、企業立地関係について、金融機関等の情報を得ながら、新たな企業誘致の検討をしていきたい。



みつる株式会社跡地

